

事務連絡
令和8年3月27日

各都府県建設業協会
専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔公印省略〕

貨物自動車運送事業法における廃棄物の運送に関する取扱いについて（周知依頼）

平素は本会の活動に対しまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

昨年6月に成立した「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」（令和7年法律第60号。以下「改正法」という。）による改正内容の一部が本年4月1日から施行されることとなっており、この中で、いわゆる違法「白トラ」に運送委託を行った荷主等に対する規制が新たに適用される予定です。

改正法は、貨物自動車運送事業に係る許可等に関する従前の取扱いを変更するものではありませんが、今般、貨物自動車運送事業法における廃棄物の運送に関する取扱いについて、廃棄物行政を所管する環境省にも確認した内容を、別添のとおり地方公共団体宛に発出されております。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、上記内容について貴会会員企業の皆様へご周知賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

【添付資料】

別添_国交省事務連絡（地方公共団体宛）

【お問い合わせ窓口】

主たる事務所を管轄する地方運輸局等にお問い合わせください。

<北海道>

北海道運輸局自動車交通部貨物課 電話：011-290-2743

<青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島>

東北運輸局自動車交通部貨物課 電話：022-791-7531

<茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨>

関東運輸局自動車交通部貨物課 電話：045-211-7248

<新潟、長野、富山、石川>

北陸信越運輸局自動車交通部貨物課 電話：025-285-9154

<福井、岐阜、静岡、愛知、三重>

中部運輸局自動車交通部貨物課 電話：052-952-8037

<滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山>

近畿運輸局自動車交通部貨物課 電話：06-6949-6447

<鳥取、島根、岡山、広島、山口>

中国運輸局自動車交通部貨物課 電話：082-228-3438

<徳島、香川、愛媛、高知>

四国運輸局自動車交通部貨物課 電話：087-802-6773

<福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島>

九州運輸局自動車交通部貨物課 電話：092-472-2528

<沖縄>

沖縄総合事務局運輸部陸上交通課 電話：098-866-1836

以 上

(担当) 事業部 本多

TEL 03-3551-9396

FAX 03-3555-3218

メール jigyo@zenken-net.or.jp